

# メガホン

2025 AUTUMN vol. 25

発行：富岡町図書館

特集

図書館の中心にあるもの。



## 平安貴族嫉妬と寵愛の作法

繁田 信一／監修

(G.B.、2020年)

ほほほほ、と口元を隠しながら笑う、上品で優雅なイメージがある平安貴族たち。でも、実は暴力あり、呪いあり、何でもありの愛憎渦巻くハードな社会だった…!? イメージをくつつがえす、平安貴族の驚きの生活を垣間見ることができる1冊。



## みんなが手話で話した島

ノーラ・エレン・グロース／著 佐野正信／訳 (早川書房、2022年)

ふむむ…。アメリカのマーサズ・ヴィンヤード島は、遺伝性の聴覚障害が多いことで知られていました。島では誰もが手話を操り、聾の人がごく自然にコミュニティの一員として溶け込んでいたということです。障害とは何か、考えるきっかけをくれる1冊です。



## 「発酵」のことが一冊でまるごとわかる

齋藤 勝裕／著

(ベレ出版、2019年)

ひゃあ〜。「発酵」と「腐敗」が、どちらも同じ現象だったなんて！ 発酵のおかげで美味しくなる食品の何と多いことか。人間にとって役立つかどうかで、呼び方が変わるのである。さらに、食品以外に利用されている発酵技術についてもよく分かる1冊です。



## ギャグ語辞典

高田 文夫、松岡 昇[ほか]／文 佐野 文二郎／絵 (ポプラ社、2021年)

ぷぷぷっ。昭和から令和までのお笑い芸人や著名人のギャグ語が大集合！王道のあのネタも、偶然生まれた名言も、読めば思わず吹き出してしまいます。ふんだんにあしらわれた似顔絵とともに日本の芸能史としても楽しめる、懐かしくて新しい1冊です。



## 今回のテーマ はひふへほの本 図書館員の おすすめ本

ため息や驚き、笑い、相づち…。ときに、熟語より明確に気持ちをあらわせる「は行」の擬音。みなさんの感想はどんな「はひふへほ」になるでしょうか。

## きらいになれない害虫図鑑

有吉 立／著

(幻冬舎、2018年)

ひい〜っ！ 道ばたに、時には家の中に！あらゆる場所に出没する害虫たち。刺されたりしたら大変だし、形や動きも苦手…そんな人こそ手に取っててください。生態を知ると意外な素顔が見えてきます。読み終えたら、少しは苦手意識が薄れる…かも？



## へくそ花も花盛り

大道 あや／語り・画

(福音館書店、2004年)

へっ？ インパクトある題名の本書は、丸木位里の妹で、60歳を過ぎて絵を描き始め画家となった大道あやの一代記です。話し言葉で記された文章は読みやすくチャーミング。つらいことも楽しいことも人一倍！彼女の生き様に驚きと元気がもらえます。



## N

道尾 秀介／著

(集英社、2021年)

ははあ、そう来ましたか！ この本には上も下もありません。くるくるまわして、好きなところから読んでみてください。6つの短編は、読む順番によって印象ががらりと変わります。「人の数だけ物語がある」ということを1冊に体現した実験小説です。



# 「図書館の自由に関する宣言」は すべての利用者に対する約束です。

「図書館の自由に関する宣言」を知っていますか。全国の公共図書館にポスターが掲示されているので、目にしたことがあるという人もいるでしょう。この自由宣言は、図書館が国民の基本的人権を保障する機関であることを確認したものです。いわば日本国憲法が図書館に求める役割を明文化したものと言うことができます。

1950年の図書館法制定により日本の図書館は新たに出発しました。自由宣言は1954年に採択され、1979年に今のかたちに改訂されました。一見すると図書館が自らの自由を発信しているように見えるかもしれませんが、そうではありません。図書館が果たすべき使命、利用者に対する約束を表したもののなのです。今回は、図書館からみなさんへの「約束」について特集します。

自由宣言に照らして、図書館とその職員の活動を紹介します。  
※斜体太字の部分が宣言の主文です。

## 宣言の主文と図書館の役割

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

### 第1 図書館は資料収集の自由を有する

図書館が勝手気ままに資料を集める、ということではありません。国民の知る自由を保障するために必要な資料を、外部からの影響を受けることなく収集することを意味しています。また、ある事柄に対して賛成・反対の意見があれば、双方の観点の資料を集めます。収集は図書館員の個人的な考えによるものではなく、また資料の主張を図書館員が支持するものでもありません。図書館は、国民の資料要求にこたえるべく、収集活動を行っています。

### 第2 図書館は資料提供の自由を有する

「こんな本だれが利用するの？」と思う本をみかけたことがありますか。

図書館は現在だけでなく、将来の利用のために資料を保存し提供に備えます。また、「この本が読みたい！」というリクエストには可能な限りお応えします。

### 第3 図書館は利用者の秘密を守る

図書館は、利用者がどんな本を借りたか、いつ図書館に来たかということ、記録に残したり外部に漏らしたりしません。家族であっても、本人以外に図書館の利用について伝えることはありません。カウンターで図書館員が貸出・返却の手続きを行っているのではないかと、思われるでしょうが、図書館員は業務上知り得た秘密を守らなければなりません。プライバシーを守ることで、利用者の「知る自由」を守っています。

### 第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館は、検閲や世論、外部からの圧力や干渉によって、保存する資料を棚から下げたり、廃棄したりすることはありません。また、トラブルをおそれて特定の資料の扱いを制限する自己規制におちいることのないよう十分注意します。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

自由宣言は、採択から70年を迎えました。すべての人が生まれながらに持つ自由と権利は国民ひとりひとりの手に委ねられており、図書館の自由の実現にとって、利用者のみなさんは大切なパートナーです。

今回取り上げたのは主文のみですが、副文では図書館の社会的責任や資料収集の中立性などについて詳しく述べています。

私たち図書館員は、この約束を守り続けるために日々活動していきます。

全国の図書館・図書館員は、地域や館種を超えて連帯しています。その活動を支えている組織のひとつが日本図書館協会です。自由宣言の全文も、日本図書館協会の公式ホームページで見ることができます。

「図書館の自由に関する宣言」全文



### 日本図書館協会 Japan Library Association (JLA)

全国の図書館および図書館関係者の団体で、図書館事業の発展を図り、文化の進歩に寄与することを目的としている。1892(明治25)年創立。会合の開催、研修の実施、出版活動、図書館振興事業、国際交流など、活動分野は多岐にわたる。

出典：『図書館情報学用語辞典 第5版』（丸善出版、2020年）